

建築基準法第7条の3の規定に基づく

## 中間検査対象の追加指定等に関する説明会開催のご案内

近年、共同住宅等において、界壁、外壁及び天井施工不良による建築基準法不適合事案が発生している背景等をふまえ、令和3年8月1日から、熊本県内においては、階数が3以上の木造又は鉄骨造の共同住宅又は長屋についても中間検査を行うこととなりました。

つきましては、以下のとおり説明会を開催しますのでご案内します。

なお、最近の建築基準法等の改正内容についても情報提供します。

- 1 **主催** 熊本県、熊本市、八代市、天草市
- 2 **協力** (一財)熊本県建築住宅センター
- 3 **日時** 令和3年(2021年)7月14日(水)  
1回目 9時30分～11時30分(定員150名)  
2回目 13時30分～15時30分(定員150名)
- 4 **会場** 熊本県庁 行政棟本館地下1階 地下大会議室(熊本市中央区水前寺6-18-1)
- 5 **内容(予定)**
  - ・中間検査対象の追加指定の内容、中間検査マニュアル(改訂版)の説明
  - ・最新の法改正事項の説明(瓦屋根の緊結方法の改正、改正省エネ法など)
  - ・熊本県からのお知らせ ほか
- 6 **説明** 熊本県土木部建築住宅局建築課 担当者等
- 7 **対象** 県内の建築士等
- 8 **申込み**

申込用紙(裏面参照)に必要事項を御記入のうえ、県建築課宛てにファックス、メール、郵送及び持参のいずれかにより、**7月2日(金)まで**にお申込みください。  
※定員(各回150名)になり次第、締め切ります。  
※受付完了の連絡はしませんので御了承ください。
- 9 **参加料** 無料
- 10 **その他**
  - ・建築士会継続能力開発(CPD)制度認定講座(予定)です。
  - ・新型コロナ対策として、マスクを着用ください。検温・消毒にもご協力ください。  
なお、当日、体調不良の方の参加は御遠慮ください。
  - ・今回の説明会の状況は、後日、熊本県建築住宅センターのホームページで動画を公開する予定です。
- 11 **申込み・問合せ先**

熊本県土木部建築住宅局建築課 建築指導班  
〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1  
電話:096-333-2534 FAX:096-384-9820  
mail:[kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp)

## ◆ファックス（096-384-9820）又は郵送の場合

※送信票は不要です（このまま FAX してください）

熊本県 建築課 建築指導班 宛て

### 中間検査対象の追加指定等に関する説明会【令和3年7月14日（水）】 申込用紙

申込者名 <sup>※1</sup>	氏 名	1 回目 9:30-11:30	2 回目 13:30-15:30
	例) 熊本太郎	○	
会社・事業所名			
連絡先 <sup>※2</sup>	(電話)	(FAX)	
	(メールアドレス)		

※1 複数の方を一括して記載していただいても結構です。

※2 確実に連絡のとれる連絡先（いずれかで可）を記載してください。

## ◆電子メール（[kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kenchiku@pref.kumamoto.lg.jp)）の場合

○表題 中間検査ほか7/14説明会の参加申込

○本文 以下の内容を記入して下さい

- ・参加申込者氏名 例) 熊本太郎（第1回）
- ・会社名や事業所名 例) (株) 熊本設計事務所
- ・連絡先（固定電話又は携帯電話のいずれか）  
例) 090-1111-1111